

第12回バスケットボール競技実施要項

1. 競技種目

バスケットボール競技(男・女)

2. 競技規定

大会開催年度の(財)日本バスケットボール協会競技規則及び本大会申し合わせ事項による。

3. 出場資格

(1) 出場方法の優先順位は次の通りとする

- ① 加盟団体単位で編成したチームとする。ただし、加盟団体単位でチームを編成することができない場合は当該ブロック内に限り、連合チームを編成することができる。
- ② 当該ブロックにバスケットボールチームがない場合に限り、他のブロックに加入することができる。ただし、当該ブロックから他のブロックのバスケットボールチームに加入できる選手は2人までとする。(連合チームを編成するものではない)

(2) コーチ、又はマネージャーが選手を兼ねる場合は選手名簿にも登録されていなければ、選手として試合に出場できない。

4. チームの編成

(1) 1チームの編成は、選手15名以内、スタッフ6名以内(部長1名・監督1名・コーチ1名、アシスタントコーチ2名、マネージャー1名)を含めて21名以内とする。

(2) 全国ろうあ者体育大会『競技実施要項規定』内にある『監督』の任務は、コーチが行うものとする。

(3) チームの構成

- ① 同県の参加選手5人以上でチームを編成する。
- ② ①で編成できない場合は当該ブロック内に限り連合チームを編成することができる。
- ③ ②で編成できない場合はブロックを越えてチームを編成することができる。ただし、他のブロックから補強できる選手は2人までとする。それでも編成できない場合は、事情を確認のうえ、大会競技委員会において判断する。

5. 競技方法

(1) 競技は、3チーム以上の参加により実施する。原則的にトーナメント方式とするが、出場チーム数によってはリーグ戦とすることがある。

(2) 本大会の出場チーム数は、地元代表チームを含めて16チーム以内とする。

(3) 試合時間及び延長戦は、(財)日本バスケットボール協会競技規則に準じる。

(4) 試合の時間は、10分のピリオドを4回行う。第1ピリオドと第2ピリオドの間、第3ピリオドと第4ピリオドの間に2分のインターバルをおく。ハーフタイムは10分とする。

(5) 第4ピリオドが終わった時、両チームの得点と同じならば、1回5分の延長時限を必要な回数だけ行う。各延長時限の前のインターバルは2分とする。

6. 使用球

試合球は、男子は日本バスケットボール協会公認7号球、女子も同協会公認6号球とする。

7. 組み合わせ抽選

- (1) 監督・主将等合同会議において抽選を行う。
- (2) 男女とも前回優勝・準優勝チーム(6 チーム以上は 3、4 位とも)をシードとする。ただし、シード権チームが不出場の場合は、大会申し合わせ事項によることとする。
- (3) トーナメントの場合、ベスト4チームのブロックに、同ブロックのチームが入らないように抽選を行う。
- (4) リーグ戦の場合は、(2)に準じて組み合わせを行う。

8. ユニフォーム

- (1) ユニフォームは、胸部と背中にユニフォームの色とはっきり区別できる単色の番号をつける。4 から始まる一連の番号を用いる。
- (2) ユニフォームは、チーム名及び都道府県名を胸部に明記し、着用すること。なお、都道府県名のみでも可とする。
- (3) ユニフォームは、淡色と濃色の 2 種類を用意し、組み合わせ番号の若いチームが淡色(白)を着用する。

9. チームベンチ

- (1) ベンチは、組み合わせの若い番号のチームがオフィシャル席に向かって右側とする。
- (2) 登録されたチーム関係者以外は、ベンチに入ってはならない。

10. 練習コート

チーム関係者以外の者は、ゲーム前のアップやハーフタイムの練習で、コートに入ることはできない。

11. メンバー表

- (1) 大会エントリーの変更は監督主将会議の受付までに提出があった場合のみ認める。
- (2) メンバー表は、前試合のハーフタイム(第 1 試合は開始 10 分前)までに本部席(メンバー表受付場所)に提出する。

12. 前試合が遅れた場合の処置

前試合が遅れた場合は、前試合終了 10 分後に試合を開始する。

13. 審判について

- (1) 審判の笛を知らせるために、コートの各コーナーにフラッグ員(黄色または目立つ旗)を配置し、バックボード上にバトライトを設置する。
- (2) 準決勝からは、(財)日本バスケットボール協会公認 A 級審判員、もしくはそれに順ずる審判員を配置する。

14. 注意事項

- (1) コートへ出る選手は、指輪・ネックレス・ヘアピン等、危険と思われるものは身に着けない。また、ひじ等の防具で、皮革・プラスチック・金属等、表面をやわらかい素材で覆ってあっても使用してはならない。
- (2) 補聴器の装用、ボディペイントの使用は認めない。
- (3) 暴力行為及び審判に対する暴言等、マナー、モラルを遵守できない場合、大会本部で協議の上、処置する。
- (4) 選手は健康保険証を携帯すること。

15. 本要項の改正

- 一部改正 2004年2月22日 第6回全国委員会
 - 一部改正 2005年2月27日 第7回全国委員会
 - 一部改正 2006年2月19日 第8回全国委員会
 - 一部改正 2008年2月3日 第3回本委員会
 - 一部改正 2010年2月7日 第3回本委員会
 - 一部改正 2011年2月6日 第3回本委員会
-